

保管金は電子納付(ペイジー納付)で！



**インターネットバンキング
Pay-easy (ペイジー) 対応のATM
から納付できます。**

★メリットたくさん★

- 原則24時間365日納付可能 ※1
- 振込手数料は原則不要 ※2
- 全国の裁判所で利用可能 ※3
- 保管金提出書は提出不要
- 残金は登録口座に手続不要で還付

※1 平日午後5時以降、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始に手続された電子納付は、即日を確認することができないため、翌日又は休日明けの処理となります。特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付される方はご注意ください。

※2 ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によっては、時間外手数料がかかることがあります。

※3 民事執行事件における買受申出保証金及び売却代金は電子納付を利用できません。

(問い合わせ先)

前橋地方裁判所会計課経理係 電話：027-231-4957 (ダイヤルイン)

電子納付を利用するには？

ステップ ①

① 利用者登録（事前登録）

「電子納付利用者登録申請書」※1を
裁判所の保管金窓口※2に提出（持参、郵送、FAX）



「登録コード」（「電子納付利用登録票」に記載）を取得

※1 書式は裁判所ホームページ又は保管金窓口で取得できます。

※2 前橋地家裁では、前橋地裁会計課、高崎支部、桐生支部、太田支部、沼田支部、群馬富岡簡裁、中之条簡裁、伊勢崎簡裁、館林簡裁、藤岡簡裁に提出できます。

ステップ ②

② 保管金提出書（電子納付用）を受領

受付担当者又は担当書記官に
保管金を電子納付する旨と「登録コード」を申出



「保管金提出書（電子納付用）」を受領

ステップ ③

③ 電子納付

インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATM※3に
「保管金提出書（電子納付用）」記載の
「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」を入力して電子納付

※3 金融機関によっては振込上限額が設定されている場合があるので、保釈保証金等の高額な保管金の納付に当たっては、あらかじめ取引金融機関にご確認ください。

Pay-easy（ペイジー）マークのある金融機関 のATM等を利用する			保管金提出書下段	
 以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。			登録コード	
収納機関番号	納付番号	確認番号		

（問い合わせ先）

前橋地方裁判所会計課経理係 電話：027-231-4957（ダイヤルイン）